

# 平成28年度 新温泉町教育構想

新温泉町教育委員会

## 豊かな人間関係が築く ～生涯にわたって生き生きと輝く教育～

新温泉町の「教育構想」を「豊かな人間関係が築く～生涯にわたって生き生きと輝く教育～」とする。人は生涯学び続ける。子どもの健やかな成長を願い、豊かな未来を子どもたちに届けるために教育の営みがある。生涯にわたり、健康で生きがいをもって学び続ける場の充実とその活用は、教育の大切な柱である。

その学びの基礎は、幼児教育から小・中学校教育にある。そして、教育には必要不可欠に人の関係が介在し、人間関係の豊かさが、豊かな教育を生む。「人間関係の力」は全てに生きて働く力であり、教育の基盤として大切にしていく。

教育の最前線は学校現場である。学校園には、すべての子どもたちが、一人の例外もなく、家庭の問題や社会の歪み、それらすべてを引っさげて登校してくる。それらの全てが見える位置にあるのが学校園である。さまざまな問題や矛盾が集中するのが学校園だとも言える。子どもたちとの信頼関係を基盤に据え、校園長のリーダーシップのもと、教職員が元気でチームワークの良い笑顔の職場環境づくりに努めるとともに、家庭・地域との信頼関係をもとに連携を強化していく。

ついに人間になることができなかつた「オオカミ少女」に象徴されるように、ヒトは「人の間」で長い時間をかけて育てられ、人になる。母親の肌のぬくもりが人との出会いの始まりであり、家庭・学校園・地域の多くの人との関わりを通して人として豊かに成長していくものである。活力ある幸せな社会を築く原動力も人づくりにある。

教育をめぐる状況は、高度情報化、少子高齢化をはじめとする急激な社会変化の中にあり、経済の好循環が地方には浸透していない状況もあいまって複雑多様で、子どもたちにとって不安定な社会状況にある。当然、これらは子どもたちの生活や学習、学校園生活に反映され、いじめや不登校、集団生活への不適応、さらに規範意識の低下など、さまざまな教育課題に直面している。

これらの教育課題の解決を図りながら、自立した豊かな人間への成長をはぐくむため教育委員会・学校園がそれぞれの責務を果たし、新温泉町の教育の振興、充実に邁進していく。

教育の基本的視点として、子どもに立ち現れる課題は、まず私たち大人の側の問題として捉えたい。

「子ども自らが育っていくため」の大人の連携が大切である。教育は「人組み」、人ととの心合わせ、力合わせである。家庭教育が教育の素地であり、学校園・家庭・地域の連携、特にその信頼関係の構築を通して教育を充実する。

### 〈めざす人づくり〉

- ふるさとを愛し、人と自然にやさしく未来を切り拓く人
- 夢と志を持ち自ら進んで学び続ける人
- 心も体も健康で豊かな人間関係を築く人

### 〈指導の重点〉

基本的生活習慣（人づくりの礎）

～あいさつ・そうじ・あとしまつ～

「おはようございます」の一聲が笑顔を生み、新しい一日が始まる。「あいさつ」は人間関係の始まりである。「挨」にも「拶」にも語源に「開く」という意味がある。「自らの心を開く」「人間関係を拓く」のが「挨拶」である。

また、無心に「そうじ」に取り組むことは、清い心と最後まで地道にやりぬく根気強さを育てる。そして、「あとしまつ」は物事を終え、次の新しい取組への準備であり出発である。物事をきちんと最後まで責任を持って成し遂げ、けじめを持ち、規律ある生活態度を育てる。「あいさつ・そうじ・あとしまつ」は生活の礎であり、教育の基本となるものである。

これを学校園の合言葉とし、すべての教育活動を貫く精神に位置づけ、日々の生活に根づかせ実践する。

### 〈重点課題〉

#### (1) 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育・保育の推進

子どもたちが、豊かな人生を送るためにには、生涯を通して自主的に学ぶ習慣づくりが大切である。そのためには「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」をはぐくむことが重要である。

人格形成の基礎を培う幼児教育においては、直接的・具体的な体験としての遊びをとおして協同することの楽しさを実感する場の構成や工夫、学びの連續性を重視し、豊かな心情や感性、物事に自ら取り組もうとする意欲・態度、基本的生活習慣等をはぐくむ。

幼・小・中学校を通して円滑な接続を図り、発達段階をふまえた連続性・一貫性をもった教育課程・教育活動を展開する。

## ①学習指導

心が通い合い、お互いが認め合い支え合う学級経営を基盤に、児童生徒に確かな学力を身に付けさせる。基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に学習に取り組む実践的態度を育成する。

- ・「わかる授業」「学ぶ楽しさを実感する授業」の実践。
- ・授業の「入り口」と「出口」の工夫、主体的な学習参加と魅力ある授業実践。
- ・体験的な学習、問題解決的な学習の展開、言語活動の充実と発展的な場づくりの工夫。
- ・「新学習システム」の活用による少人数・同室複数指導。
- ・「学習タイム」等による学習習慣の定着、基礎・基本の確実な定着。
- ・読み聞かせボランティア等の活用、読書活動の推進。
- ・公開授業、乗入れ授業（出前授業）等による校種間の課題の共有、指導の系統性の確保等、緊密な連携により、指導力の向上と円滑な接続を図る。

## ②情報教育

情報が氾濫する日常において、ネットワーク上のトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、情報化の「影」の部分への対応について指導するとともに、情報を主体的に収集、選択、処理し、発信する能力、情報モラル等の情報活用能力を育成する。

また、社会の I C T 環境の変化に対応し、教員の I C T を活用した指導力の向上を図り、教科指導における I C T 活用や校務の情報化・効率化、学校業務改善等、その実践化をさらに進める。

- ・町立教育研修所情報教育部会をはじめとする各種研修の充実。
- ・町学校業務改善推進委員会をはじめ、各校の業務改善の取組の共通化。

## ③キャリア教育

家庭や地域との連携のもと、児童生徒の個性の伸長に努め、社会の一員として自立していくための人間形成をめざすキャリア教育に取り組む。

指導にあたっては、人間としての在り方生き方という観点から、進路指導を充実し、子どもたちに夢や希望を持たせ、将来の目標の達成に必要な知識や技能を身に付けさせる。また、自らの意志と責任で主体的に進路を選択し決定できる能力や態度を育成する。

- ・キャリア教育の視点から、社会的自立と職業的自立をめざした進路指導の充実。
- ・発達段階をふまえ、キャリアノート等を活用した継続的な指導。
- ・トライやるウィークの充実、地域の関係団体との提携強化。

## ④道徳教育

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、豊かな心をもち、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く基盤としての道徳性を養う。

また、人間としてよりよく生きるために基本的な心構えや行動の仕方について、体験的・実践的な

活動を通して学ばせる。

- ・年間全体計画のもと、教育活動全体を通して道徳性を養う。
- ・道徳の時間の指導の充実と地域の人材の活用や授業公開など、家庭・地域との連携強化。
- ・兵庫版道徳副読本、「私たちの道徳」の活用。

## ⑤伝統と文化に関する教育

国際社会で主体的に生きるため、伝統や文化についての理解を深め、それらを尊重しながら、豊かな文化の継承、創造を図る態度を育てる。そのため、各教科や特別活動等、地域と連携した取組等において、郷土の伝統や文化に触れる機会を充実し、国や郷土を愛する態度を養う。

また、芸術文化に親しみ、豊かな感性や情操、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情をはぐくむ。

- ・教育課程への明確な位置づけと地域の保存会との密な提携、継続発展への協力体制の構築。
- ・優れた芸術・文化にふれる機会や地域の伝統文化・芸能の体験の拡充。

## ⑥体育・スポーツ活動

運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせる。こうした活動を通して、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。

- ・幼児の発達の特性に応じた様々な遊びを中心とした楽しく体を動かす時間の充実。
- ・新体力テストの計画的実施による自己の体力や運動能力の把握と向上心の高揚。
- ・業間等の活用など、教育活動全体を通した特色ある取組の展開、充実。

## ⑦食育をはじめとした健康教育

子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う。また、「食」が子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことを認識し、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組む。

- ・「学校における食育実践プログラム」等を活用して、食に関する指導計画の充実、適切な食生活と食習慣の確立等、食育実践の充実。
- ・学校給食センター等との提携による食育の推進、地産・地消の推進。
- ・町食育推進委員会等による情報交換と実践交流。
- ・学校給食センターと連携した食物アレルギー対応とともに、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を活用した安全管理体制を徹底する。

## ⑧特別支援教育

特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず通常の学級に在籍する軽度発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群等）のある幼児・児童生徒を含めた特別な支援を必要とする子どもたちの自立した社会参加するために必要な力を最大限伸ばし、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。さらに、インクルーシブ教育の観点から、交流学習や指導法の

工夫改善に努め、特別支援教育の一層の充実を図る。

また、人権教育の観点から、共同学習や地域の人々との交流活動を積極的に推進するとともに、特別支援教育の理解・啓発を図る。

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内支援体制の充実。
- ・スクールアシスタント、特別支援指導補助員の拡充。
- ・保護者、専門関係機関との連携強化、特別支援教育の研修の充実。
- ・個別の教育支援計画の作成、サポートファイルの活用。
- ・就学前・小・中・高等学校、特別支援学校との連携、交流事業等の推進。
- ・センター的機能を持つ特別支援学校や専門機関との相談体制の充実とネットワークの構築。
- ・通級指導の充実。
- ・進学・就労について、特別支援学校・専門関係機関との連携。
- ・スクールカウンセラーや教職員による相談体制、カウンセリングマインド研修の充実。
- ・子ども相談室等、悩み相談体制の充実と指導の連携。

## (2) 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進

地域における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちに豊かな人間性や社会性などをはぐくむためには、自然体験や社会体験などの体験活動を充実することが重要である。体験活動を通して子どもたちに困難にくじけずたくましく生きる力をはぐくむ教育を推進する。

小学生の「環境体験事業」や「自然学校」、中学生の「トライやる・ウィーク」等の体験活動を地域の方々の協力を得て、発達の段階を踏まえて実施し、その充実を図る。(兵庫型「体験教育」)

### ①体験活動

幼児・児童生徒の発達の段階に応じた様々な体験活動を実施し、幼児・児童生徒が自ら学び、考え、体得する教育を推進する。自然体験活動やボランティア活動等の社会体験活動を通して、自尊感情をはぐくみ、個性の伸長を図るとともに、命の大切さや思いやりの心、規範意識の涵養など、「心の教育」の充実を図る。

こうした取組により、人間としての在り方生き方への自覚を深め、自己を生かす態度を養うなど、社会的自立への基礎を培う。

また、山陰海岸世界ジオパークに再認定されたことを生かし、児童生徒のジオパーク体験を充実する。

- ・地域の特性をふまえた地域の人材や施設等の活用、故郷の自然や風土を生かした学習素材の活用を図る。

### ②環境教育

体験活動との関連をふまえ、「兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、地域に学ぶ学習を充実する。自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境への关心や理

解を深め、自然に対する感性や命を尊ぶ心をはぐくむ。

環境問題が複雑多様化する中、次世代に継承する環境適合型社会の実現に向けて主体的に行動する実践力を育てる。

- ・環境、資源、水力、火力、原子力等のエネルギー問題やリサイクル等の社会的諸問題への関心を高める学習を拡充する。

### **③防災教育**

命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要さ等、震災から得た教訓を語り継ぎ、人間としての在り方生き方を子どもたちに考えさせ、「兵庫の防災教育」に取り組む。

同時に、東日本大震災からの復興を課題とした学習を積極的に進める。また、地域の特性に起因する様々な自然災害に備え、対応できる力をはぐくむ。

あわせて、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校園・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校園防災体制の充実を図る。

- ・「自分の命は自分で守る」等、防災教育の充実、徹底。
- ・東日本大震災からの復興に尽くす人々の取り組みから学ぶ。
- ・町の防災体制との連携による不断の学校防災体制、「災害対応マニュアル」の見直し。
- ・「災害対応マニュアル」に沿った地震・火災・津波想定の防災・避難訓練の充実。
- ・「1. 17」及び「3. 11」の震災体験を風化させない取組の継続と充実。

### **④人権教育（学校教育、社会教育）**

「人権教育基本方針」に基づき、家庭・地域・職場等において、人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。

「人権啓発推進条例」制定の町として、人権教育・啓発推進体制を充実し、人権学習会や啓発活動など、関係諸団体との連携を進め、人権尊重の文化が根づくまちづくり、環境づくりを積極的に推進する。

推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であるととらえつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等人権にかかわる課題の解決に向け、教育の主体性・中立性を堅持しながら、総合的に取り組む。また、男女共同参画のまちづくりに向け、推進委員会と提携して取り組む。

- ・町人権教育協議会の取組、人権セミナー等、各種人権学習・啓発事業との提携。
- ・各校の発達段階に応じた人権教育の年間指導計画をすり合わせ共通認識を持つ。
- ・人権教育事業「ささゆり」「ひまわり」の展望を持った展開。

### **⑤多文化共生、国際化に対応した教育**

国際化の進展を踏まえ、人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現をめざす教育を推進し、外国人児童生徒、帰国児童生徒等の自己実現を支援する教育を充実する。また、すべての児童生徒に対し、国籍や民族等の「違い」を認め合い、共に生きようとする意欲や態度をはぐくむ。さらに、自国の伝

統や文化を尊重し、異なる文化に敬意をはらい、共生社会の実現に向けた課題を共有し、その解決に言語を用いて自らの考え方や意見を伝える等、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際社会に貢献する態度や能力を培う。

- ・在日外国人との交流、共生の心の育成。
- ・N Z海外研修など国際交流の促進。

### **(3) 子どもたちの学びを支える学校園・家庭・地域の連携の強化**

学校園・家庭・地域のそれぞれが、相互に連携・協力し、地域社会全体で一体となって子どもたちの教育に取り組む。家庭や地域が学校園の教育活動や運営に参画しやすい仕組みづくりに努め、地域に開かれた学校園づくりの充実を図る。

また、幼児期（就学前）から小・中学校、さらには地域の高等学校までの連携を強化し、地域の特色ある学校園づくりを推進する。このため、P T Aや地域ボランティア、N P O等の支援を得ながら、学校園・家庭・地域の連携・協力体制の充実を図る。

#### **①家庭と地域の教育力**

教育の原点は家庭教育であるとの認識に立ち、子どもたちの成長に親自身も学び育つ親学習の充実を図る。また、学校園・家庭・地域が、それぞれの責任を果たすことができるよう連携を緊密にし、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりに努める。

- ・各学校園による家庭・地域と連携した活動・事業の推進、オープンスクール等の充実。
- ・「家庭学習（生活）6つの約束」（幼小中連携）の有効な活用により、基本的生活習慣と学習習慣の確立を図る。
- ・町青少年育成協議会、子ども会育成会等との連携。

#### **②幼・小・中学校、高等学校の連携と地域の高校支援**

幼・小・中学校のスムーズな接続、校種間の連携を密にした取組を進める。学びの連続性を重視したカリキュラムづくりや乗入れ授業（出前授業）をはじめとした指導法の研修など、教育の視点での一貫性を重視した取組を進める。さらに地域の高等学校との連携にも力を入れ、地域に根ざした高等学校づくりへの支援も強化する。

幼・小・中連携推進委員会による共通の取組を継続実践する。

2つの「学習規律」を各校園で徹底する。

①相手の目を見て姿勢を正して話を聞く。

②名前を呼ばれたら「はい」と返事をする。

また、「家庭生活の6つの約束」（認定こども園）「家庭学習の6つの約束」（小・中学校）の有効な活用により、家庭生活と学習への自律的・主体的な態度を育成する。また、各校の「家庭学習の手引き」の見直しも進め、児童生徒の家庭学習の習慣化や意欲づくりにきめ細やかな対応をする。

- ・幼・小・中連携推進委員会による諸取組の充実。

- ・浜坂高校支援協議会との提携。
- ・認定こども園・小・中・高等学校の園児・児童生徒の交流の促進。

#### **(4) 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校園づくりの推進**

学校園への信頼の確立には、一人一人の教職員の資質能力の向上と、すべての教職員の協働による学校園の組織の強化が不可欠である。

教職員は、子どもたちはもちろん保護者や地域の人々から寄せられる期待や信頼に応えられるよう、教育の専門家としての自覚を高め、常に学び続ける向上心を持って、学習指導や生徒指導をはじめとする実践的指導力の向上に努める。

このため、県教育委員会等の実施するライフステージに応じた研修なども活用しつつ、教職員が意欲を持って研究・実践に取り組むとともに、各学校園においても学校園の課題に応じた研修を計画的に推進するなど、指導力の向上と協働体制の構築に努める。

##### **① 職員の協働体制**

校園長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の能力・適性を生かした学校園経営に努め、全教職員の運営参画意識を高め、学校園の組織力を高める。「学校業務改善実践事例集」の活用や町学校業務改善推進委員会の共通な取組を進めるとともに、校務分掌の見直しや会議等の精選、校務の情報化等効率的な運営に努め、教職員が心身ともに健康で、子どもたちと向き合う時間をできるだけ多くもち、こころの通い合う教育を推進する。

また、ハラスメント等のない、一人一人の教職員が意欲を持って職務に取り組める環境づくりを進める。

##### **② 教職員としての資質と実践的指導力**

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観、指導力を培うことをめざして、研究と修養に努める。

教員免許更新、経験者研修等、様々な研修の機会を捉えて、自らの教職生活を振り返るとともに、最新の知識・技能を身に付け、資質、指導力の向上を図る。

##### **③ 開かれた学校園づくり**

教育活動その他の学校園運営に関する情報の積極的な提供や、学校園評価による運営の改善、地域と連携した教育活動の展開等により、開かれた学校園づくりを一層推進する。

こうした取組を通して、保護者や地域の人々からの信頼を確保し、連携・協力により、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりに努める。

- ・学校園評価、学校評議員会をはじめとする外部評価を生かし、地域と協働する特色ある学校園づくりを推進する。

#### ④学校安全と危機管理体制

校園長のリーダーシップのもと、学校園の危機管理体制を確立し、教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図る。

また、家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で、安心して学校園生活が送れるよう、安全教育推進の組織づくりや指導内容・指導方法の充実に努める。

- ・家庭・地域、町交通対策委員会と連携した通学路の安全確保。
- ・交通安全・防犯教室の実施、「接遇マニュアル」「不審者対応マニュアル」による研修や訓練の実施。
- ・地域安全マップの作成等を通じた安全に対する意識の高揚、「こども110番」の周知。

#### ⑤幼児・児童生徒理解に基づく生徒指導

一人一人の幼児・児童生徒の内面的理解に基づく指導を大切にし、人間的なふれあいを通して心のきずなを深める。また、教育活動全体を通じて児童生徒の規範意識等の社会性を培い、自主性や自律性、主体性をはぐくむ。

とりわけ、重要課題となっているいじめや暴力行為、不登校、児童虐待等については、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校園・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、自他の命を大切にする心を育成するため、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育の充実に努める。

- ・各校園の生徒指導に係る委員会、チーム会議等の日常的開催、充実。
- ・「兵庫県いじめ防止基本方針」「新温泉町いじめ防止基本方針」等の活用。
- ・校園内の教育相談体制の充実、「子ども相談室」をはじめ、各専門機関等との連携。
- ・カウンセリングマインド研修の充実。

### **(5)だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進**

人々の学習ニーズがますます高度化、多様化する中で、生涯にわたり一人一人が主体的に学び続ける生涯学習社会の形成に向け、あらゆる時期や場を通じ多様な学習ができ、その学びの成果を地域の課題解決や学習支援活動等に生かすことができる社会教育・生涯学習を推進する。

このため、学習機会を選択して学べるよう、さまざまな学習機会の提供と学習者への支援体制の整備に努め、豊かな人間関係に支えられた地域社会づくりに向け、学校・公民館・地域団体等との幅広い連携を進める。

また、地域に根ざしたスポーツクラブ21などに取り組むなど、町民の健康・体力の増進を図る。

#### ①社会教育の基盤づくり

町民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場において多様な学習ができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現に努める。

このため、町民の学習ニーズの適切な把握に努めるとともに、社会教育施設における学習支援の充実や地域の文化財の保存と活用等、町民の学習活動が円滑に行われるよう条件整備に努める。

- ・「第2次 新温泉町人権施策推進計画」に基くまちづくり

## ②学習活動の支援と成果を社会に生かす仕組みの構築

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、学習ニーズに応じた多様な学習機会を設定する。また、学びの成果を地域の課題解決や学習支援活動に生かせる学びと実践の一体化した生涯学習を推進する。

- ・高齢者大学や文化協会、文化団体等との提携、交流事業の推進。
- ・公民館活動をはじめ、生涯学習関連施設の充実と活用。
- ・「子どもの読書活動推進計画」の活用。

## ③生涯にわたるスポーツ活動

成人が週1回以上スポーツに親しむ機会を持つことをめざし、誰もがそれぞれの年齢や体力、技術、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる体制や環境を整備し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努める。

- ・スポーツ施設の充実、環境整備。
- ・「新温泉町スポーツ推進計画」の活用。
- ・スポーツ推進委員会との提携による各種スポーツ事業の推進。
- ・B & G事業の活用と提携。